

連続発生のおそれのある重要凶悪事件等を認知した際の地域住民等に対する緊急情報発信の実施について

(平成 28 年 6 月 22 日付け生総第 429 号)

**【概要】**

連続発生のおそれのある重要凶悪事件等を認知した際には、迅速な犯人の検挙に努める一方で、検挙するまでの間に更なる被害が生じることのないよう、防犯対策に資する情報を地域住民等に迅速かつ確実に到達させる必要があることから、警察組織内の体制を確保し、緊急かつ重層的な情報発信を実施して被害の未然・拡大防止を図ることを目的とするものである。